

令和8年2月26日（木）午後3時～5時
横浜市庁舎18階 共用会議室みなと6・7

第76回 横浜市屋外広告物審議会

1 次第

- (1) 開会
- (2) 審議事項
横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について
- (3) 報告事項
令和7年度の啓発事業について
- (4) その他
- (5) 閉会

2 配付資料

- (1) 委員名簿
- (2) 席次表
- (3) 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について…… 【審議事項】
- (4) 令和7年度の啓発事業について…………… 【報告事項】

第35期横浜市屋外広告物審議会委員名簿

(委員名は五十音順)

任期 令和6年12月 1日から

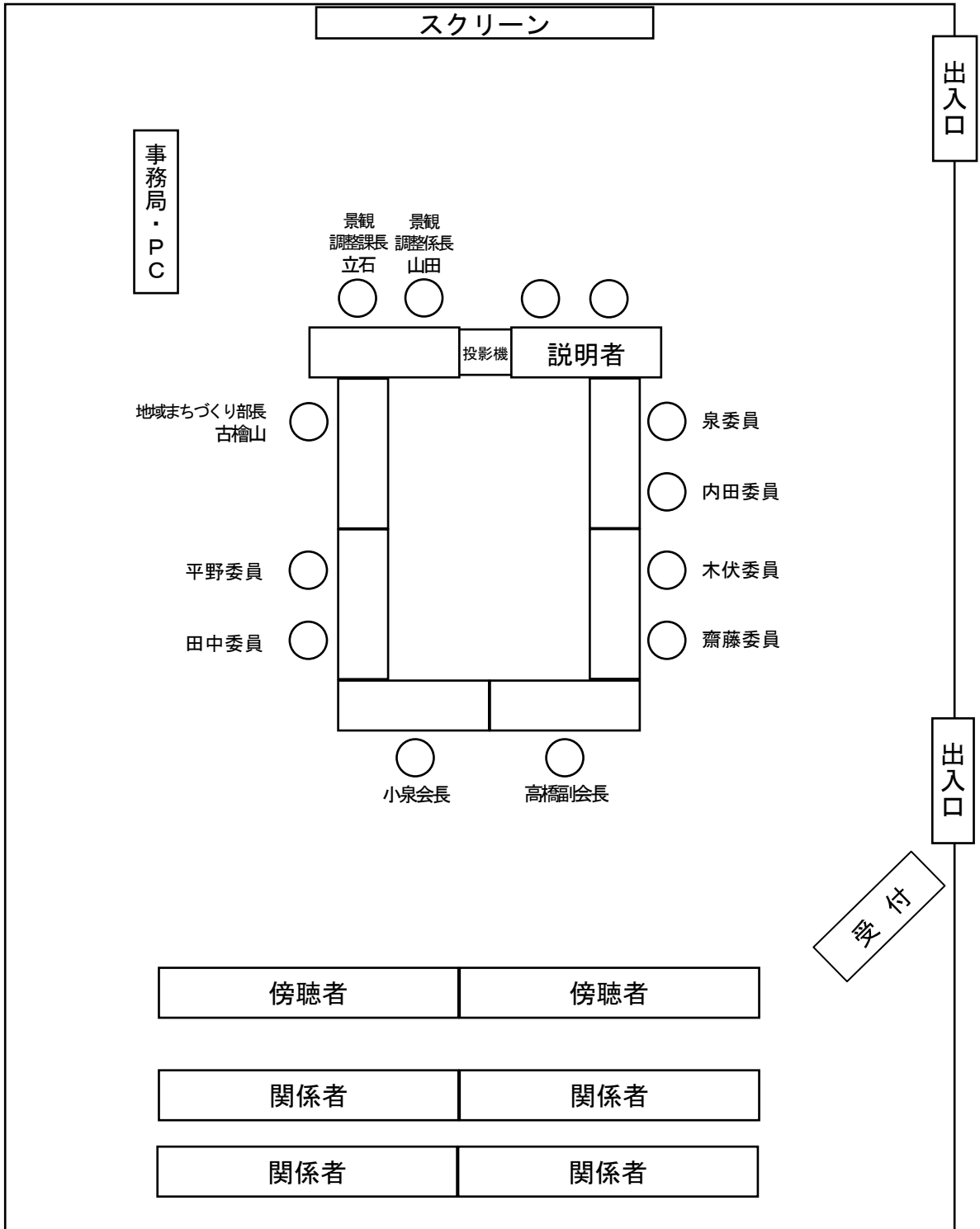
令和8年11月30日まで

	氏 名	役 職 名
会 長	小泉 雅子	多摩美術大学教授
副会長	高橋 晶子	武蔵野美術大学教授
委 員	泉 路代	神奈川県弁護士会弁護士
〃	内田 裕子	経済ジャーナリスト／イノベディア代表
〃	木伏 慎治	横浜市商店街総連合会副会長
〃	齋藤 和雄	神奈川県広告美術協会
〃	田中 喜芳	人間行動学博士
〃	中谷 忠宏	横浜商工会議所議員
〃	平野 周二	横浜市町内会連合会委員
〃	向原 浩和	神奈川県県土整備局都市部都市整備課長

令和7年4月1日現在

第76回 横浜市屋外広告物審議会 席次表

日時：令和8年2月26日（木）午後3時～5時
会場：横浜市庁舎18階 共用会議室みなと6・7



審議事項 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について
ア 照明塔への屋外広告物の設置について

1 概要

名 称	照明塔への屋外広告物の設置
申 請 者	株式会社 横浜スタジアム
設 置 場 所	横浜市中区横浜公園（横浜スタジアム照明塔）
設 置 期 間	令和8年3月23日から令和8年11月30日まで
種 別・数 量	壁面看板・4基
表 示 面 積	各26.36㎡
表 示 内 容	横浜DeNAベイスターズの選手写真等
特 例 許 可 を 必要とする理由	・照明塔は禁止物件に該当するため

横浜市屋外広告物条例（抜粋）

（禁止物件）

第7条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

（8）送電塔、テレビ塔、照明塔その他これらに類するもの

（許可）

第9条 市の区域に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が第6条から前条まで、次条第2項及び第13条から第16条までの規定に適合すると認められるときでなければ、当該許可をしてはならない。

（許可の特例）

第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項（第18条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第9条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

2 横浜市としての考え方

（1）市としての見解

横浜市屋外広告物条例第19条「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、許可の特例として取り扱うことが適当であると考えます。

（2）理由

ア 公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める理由

横浜市は、第3期横浜市スポーツ推進計画に基づき「大規模スポーツ施設を中核とした賑わいづくり」に取り組んでいます。また、株式会社横浜スタジアム（本件申請者）、株式会社ディー・エヌ・エー及び株式会社横浜DeNAベイスターズとの間で包括連携協定を締結し、「地域経済活性化とまちづくりに関すること」等において連携し協力する関係にあります。これらに基づき、当該表示は来場者への高揚感の創出や、スポーツによる賑わい形成に資することから、当該広告物の設置には公益上の理由があると認められます。

イ 景観を阻害しないと認められる理由

当該広告物の意匠は選手のビジュアルをメインとするものであり、また、球団カラーである青を基調とすることで、横浜スタジアムの壁面と調和するよう配慮されています。加えて、設置場所は周辺の道路から見た際に公園内の樹木によって一部が遮蔽され、かつ横浜スタジアムの外壁の上端とほぼ同じ高さとなる位置であり、配置においても周囲との調和への配慮がなされているため、景観を阻害しないものと認められます。

【参考】これまでの経過

本審議会での審議	特例許可とした広告物	
	設置場所	設置年月
第49回（平成25年3月）	照明塔	平成25年3月
第52回（平成26年1月）	照明塔	平成26年3月
第54回（平成27年1月）	照明塔	平成27年3月
第56回（平成28年1月）	照明塔、人工台地上のトイレ壁面	平成28年3月
第58回（平成29年1月）	照明塔、人工台地上のトイレ壁面	平成29年3月
第60回（平成30年2月）	照明塔、人工台地上の仮囲い	平成30年3月
第62回（平成31年2月）	照明塔	平成31年3月
第65回（令和2年2月）	照明塔	（設置せず）
第67回（令和3年3月）	照明塔	令和3年8月
第69回（令和4年1月）	照明塔	令和4年3月
第70回（令和5年2月）	照明塔	令和5年3月
第72回（令和6年2月）	照明塔	令和6年3月
第74回（令和7年2月）	照明塔	令和7年3月

※プロ野球のシーズンごとの設置とし、各シーズン終了後に除却

資料内には、多数の秘匿情報が含まれます。
情報の取り扱いには、くれぐれもご注意ください。



2026年 屋外広告物審議会 資料

2026.2.26

横浜DeNAベイスターズ
広報部 クリエイティブグループ

■ デザインの狙い、期待効果

2026年シーズンのデザインでは、アスリートの表情がもつポジティブで凛とした希望のある眼差しを起点にして、これを表現することを目指しました。

横浜公園の歴史としても、クリケットやラグビー、野球の日本最初の国際試合にも使われるなど、開園した当時からスポーツを起点とした賑わいが横浜公園の魅力の一つであると考えます。

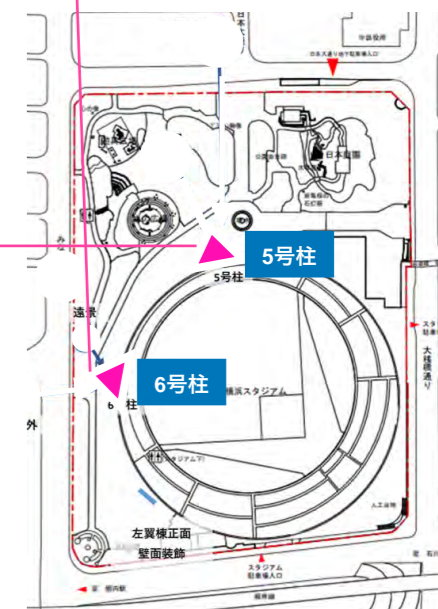
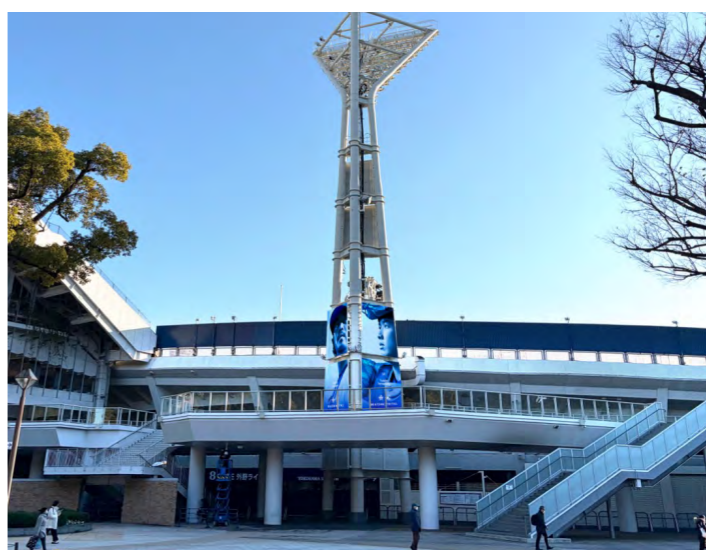
選手の若々しさを引き出しアスリートの凛とした表情を象徴的にみせることで、“球場のある公園”の装飾として若々しく前向きな印象を与え、訪れる人を迎え入れます。



■ 周囲の景観との調和について

横浜スタジアムの外観に使用している青と白を基調とし、公園の景観に馴染む色調で構成しています。

壁面看板の上下の2面を1つの大きなキャンバスとして使用しています。このようにすることで、遠景で捉えた時も景観に馴染むよう、すっきりと簡潔にデザインにしました。



5号柱

W:3,220mm

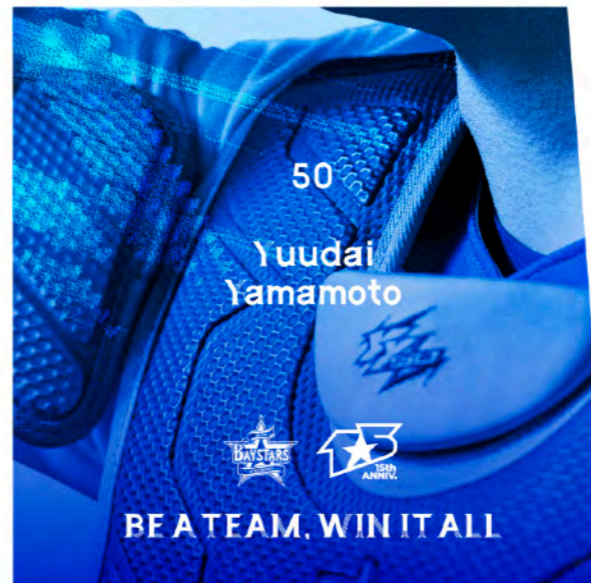
※照明柱2本（合計4面）に対して施工します

H:3,692mm



- ・宮崎 選手
- ・山本 選手

H:3,520mm



■ 素材：メッシュターポリン

W:3,370mm

6号柱

W:3,220mm

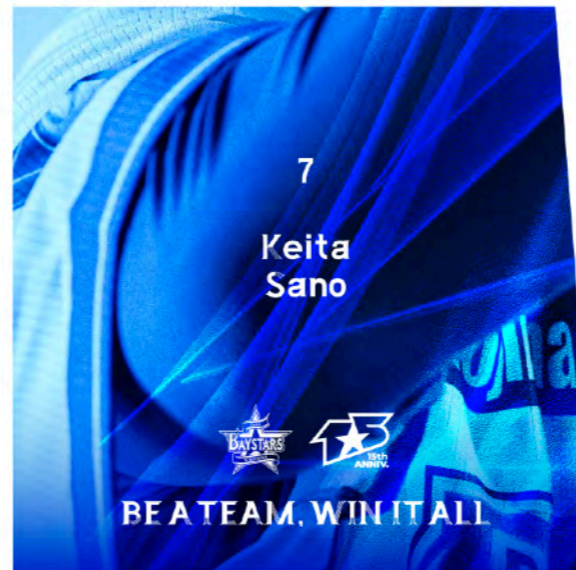
※照明柱2本（合計4面）に対して施工します

H:3,692mm



筒香 選手
佐野 選手

H:3,520mm



■ 素材：メッシュターポリン

W:3,370mm

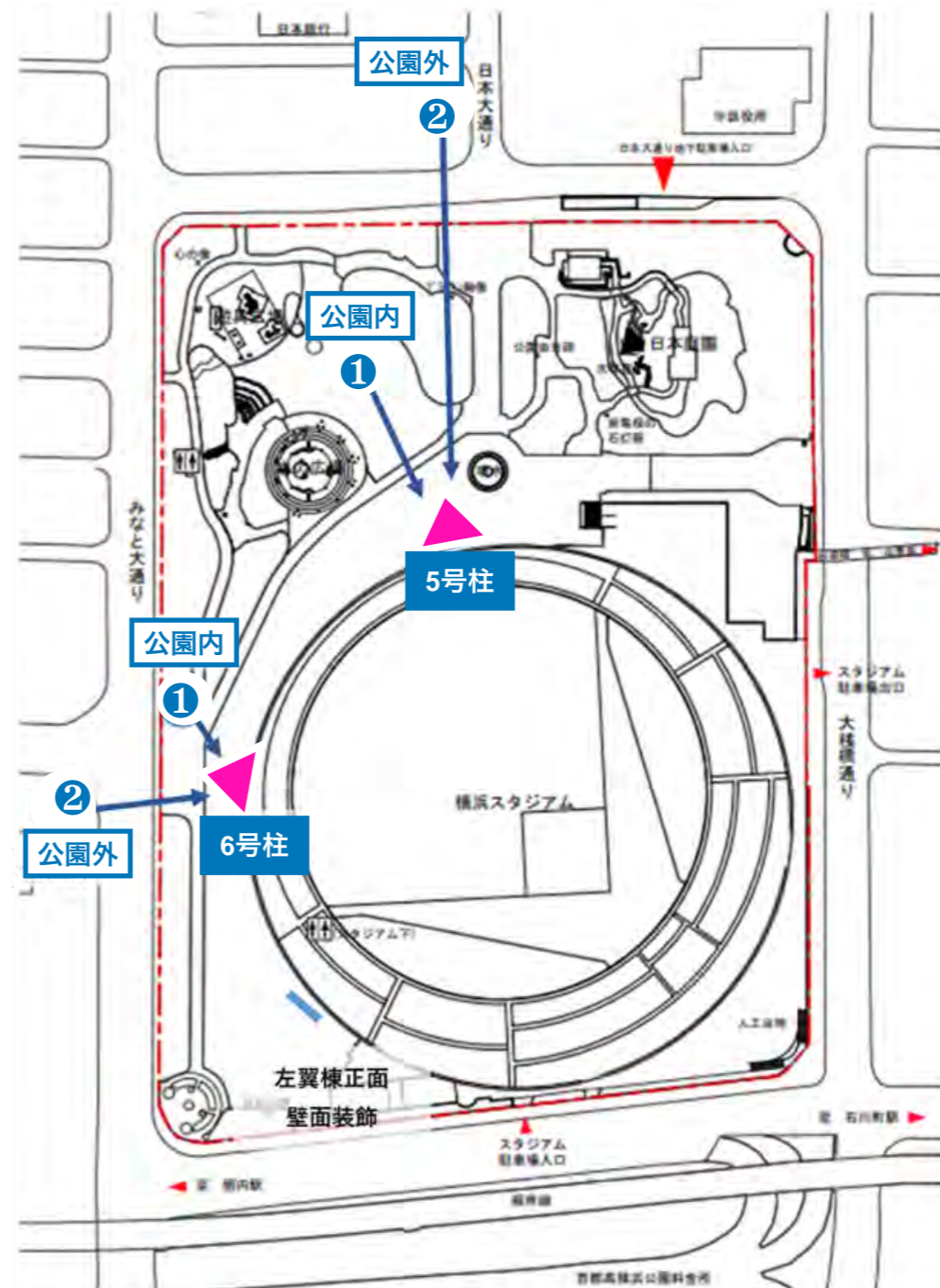
■ 照明柱：見え方のシミュレーション

照明柱：5号柱 / 6号柱

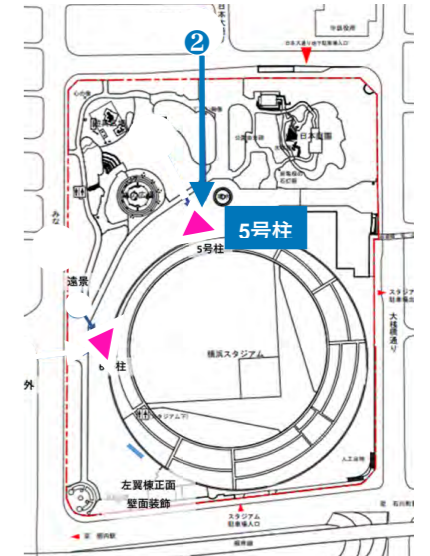
それぞれの

「公園内：①」「公園外：②」

からの見え方のイメージです



■ 5号柱 「公園外：②」 （日本大通りからの見え方のイメージ）



日本大通りの右上図②の視点からは、
樹木の影になり、照明柱の装飾は視認できません

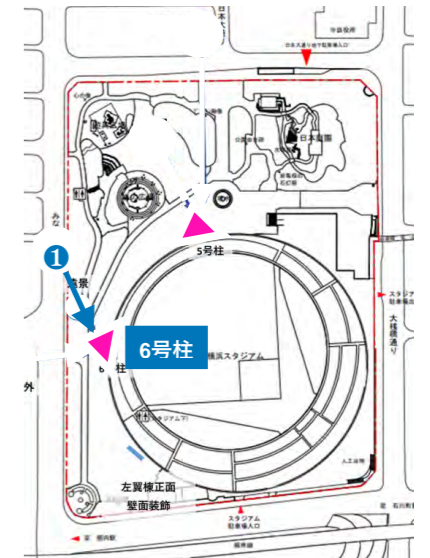
■ 6号柱「公園内：①」（横浜公園内からの見え方のイメージ）



掲出がない状態



掲出時のシミュレーション



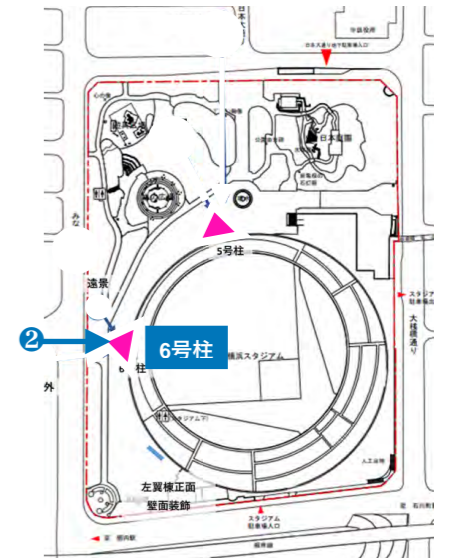
■ 6号柱「公園外：②」（公園外からの見え方のイメージ）



掲出がない状態



掲出時のシミュレーション



審議事項 横浜市屋外広告物条例第19条の規定に基づく許可の特例について
イ 壁面を全面利用したミューラルアートの設置について

1 概要

名 称	壁面を全面利用したミューラルアートの設置
申請者	一般社団法人 横浜西口エリアマネジメント
設置場所	横浜市西区南幸2-15-13 Niigo ひろば (公開空地)
設置期間	令和8年3月中旬から令和9年9月30日まで (常設意向有) ※第73回審議会にて審議した特例許可案件への追加
種別・数量	壁面看板・14基
表示面積	合計約47㎡
表示内容	アーティストによる絵画 (別紙)
特例許可を必要とする理由	・工作物の外面全体への表示となり、許可基準の上限3/10を超過するため

横浜市屋外広告物条例 (抜粋)

(許可)

第9条 市の区域に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が第6条から前条まで、次条第2項及び第13条から第16条までの規定に適合すると認められるときでなければ、当該許可をしてはならない。

(広告物等に係る基準等)

第16条 次に掲げる広告物等は、その表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色彩等について、規則で定める基準に適合しなければならない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)その他の工作物の外面を利用する広告物等

(許可の特例)

第19条 市長は、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項(第18条第3項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第9条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の許可をすることができる。

横浜市屋外広告物条例施行規則 (抜粋)

(広告物等に係る基準等)

第6条 条例第16条第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 外面を利用する広告物等(投影広告物を除く。以下この号及び第10号において同じ。)に係る基準

ア 広告物等を表示し、又は設置する一の外面における当該広告物等の表示面積(中略)の合計は、当該外面の面積の10分の3以下とすること。

2 横浜市としての考え方

(1) 市としての見解

横浜市屋外広告物条例第19条「その表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、許可の特例として取り扱うことが適当であると考えます。

(2) 理由

ア 公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める理由

本案件は、一般社団法人であり、都市再生推進法人にも指定されているエリアマネジメント組織が、治安や美化環境の課題を抱える横浜駅西口地域において、安心安全なまちづくりやアートによるまちのイメージアップを目指して実施するものです。

文化芸術の創造性を活かしたまちづくり手法は、本市が推進する文化芸術創造都市施策の目的にも沿うものであることから、公益上の理由があると認められます。

イ 景観を阻害しないと認められる理由

比較的低い位置への表示であり、当該広場に訪れた人を対象とした表示となっていること、また、表示される広告物は、クオリティに一定の評価のあるアーティストが描く絵画であり、当該広場の立地特性を踏まえたうえで、花や緑といったモチーフによる温かなイメージで表現した内容となっているため、特段景観を阻害するものではないと認められます。

ウ 許可基準を超える表示面積が必要な理由

同敷地内における過去の実施実績から、ミューラルアートによる環境改善の効果が期待できることを踏まえ、同様の課題の残る当該地まで範囲を広げることで、エリア全体での環境改善が期待できること、また、当該地において描画可能な場所が対象工作物に限られており、効果的な規模で描画するには全面表示する必要があることから、表示面積の基準を緩和することが妥当と考えられます。

ヨコハマ西口アートプロジェクト2026



2026年2月

ヨコハマ西口アートプロジェクトとは

日々多くの人々が行き交う横浜西口エリアは、劇場やライブハウス、商業施設を舞台に映画、演劇、音楽、ダンス、アートといった表現活動が盛んに行われ、新たなカルチャーの発信地としても認知されてきています。

しかし、このエリアの特徴でもある人流の多さは、賑わいの源泉であると同時に、窃盗や薬物売買といった犯罪を誘発する負の側面も持っていました。

こうしたマイナス環境を改善するため、私たち一般社団法人横浜西口エリアマネジメントは、2017年3月の設立以来、防犯パトロールやクリーンアップ活動、人の目を増やすことで「犯罪抑止」と「魅力向上」の両面に寄与する音楽ライブの定期開催といった活動を続けてまいりました。これらの活動は徐々に成果を上げ、極端な犯罪行為は激減し、エリアの環境は着実に改善してきたと考えております。

こうした状況を踏まえ、エリア環境のさらなる改善と一層の魅力創出を図るため、このエリアの特色であるアートを活用した環境改善プラン「ヨコハマ西口アートプロジェクト」を2023年に始動しました。

ヨコハマ西口アートプロジェクトの取組

描画面積を拡張

場所を拡張

2023

幸川橋・五段坂で
3/10以内で描画

条例の定める基準内

2024

幸川橋・五段坂で
全面で描画

基準超過

※第73回横浜市屋外広告物審議会にて審議

2026

Niigoひろばで
全面で描画

今回審議

ヨコハマ西口アートプロジェクトの取組

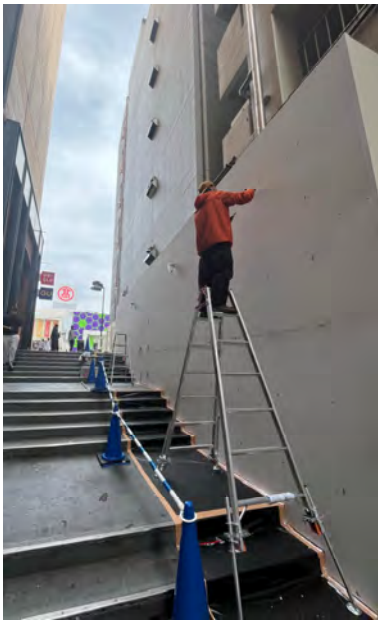
2023

常設ミューラルアート設置

@幸川橋・五段坂



描画の様子（2023）



ヨコハマ西口アートプロジェクトの取組

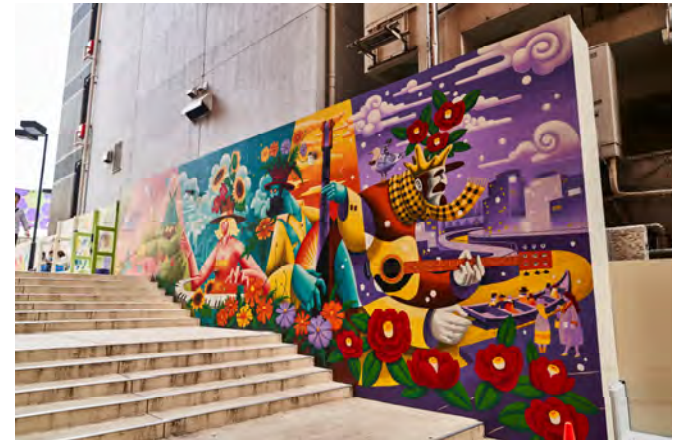
2024

ミューラルアート拡張

@幸川橋・五段坂



横浜市屋外広告物条例の特例許可を得て、
壁面面積の10分の3(条例の基準内)から全面へ！



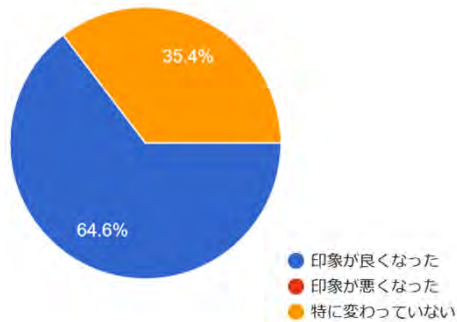
描画の様子（2024）



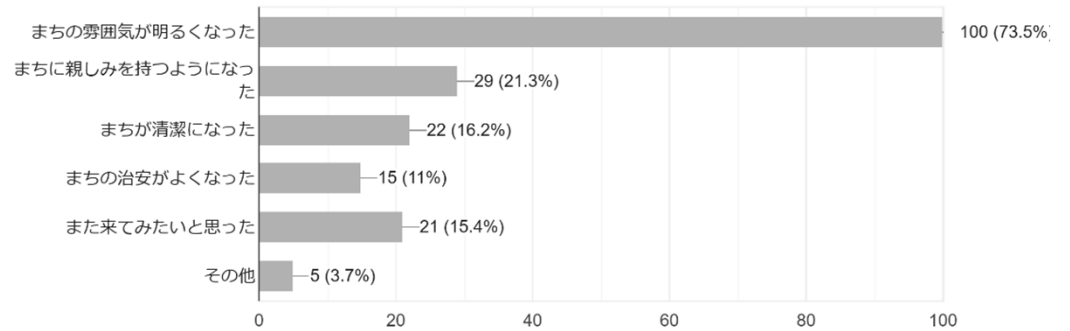
ヨコハマ西口アートプロジェクトの効果

ヨコハマ西口アートプロジェクト2023 アンケート結果

この壁画アートを見て、横浜西口の印象は変わりましたか？
195 件の回答

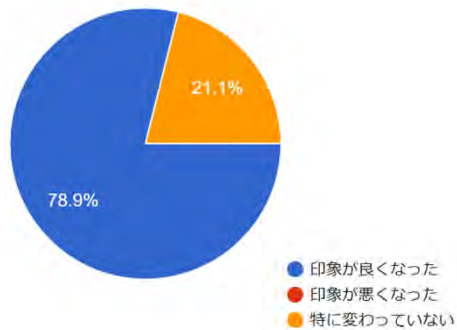


「印象が良くなった」と答えた方は、なぜそう思いましたか？
136 件の回答

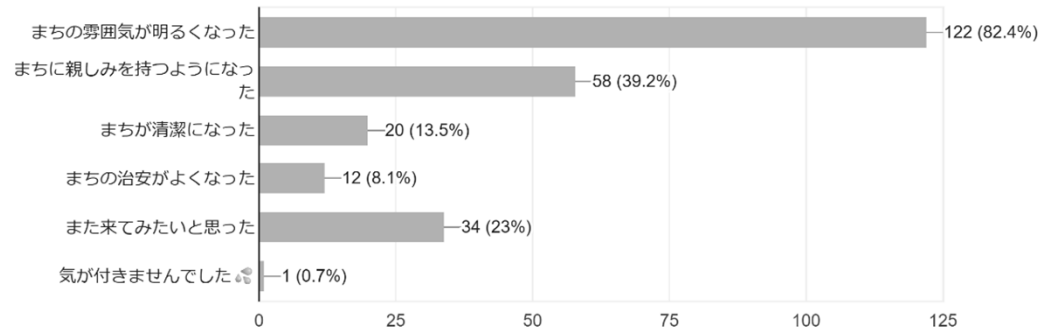


ヨコハマ西口アートプロジェクト2024 アンケート結果

この壁画アートを見て、横浜西口の印象は変わりましたか？
185 件の回答



「印象が良くなった」と答えた方は、なぜそう思いましたか？
148 件の回答



今回の取組

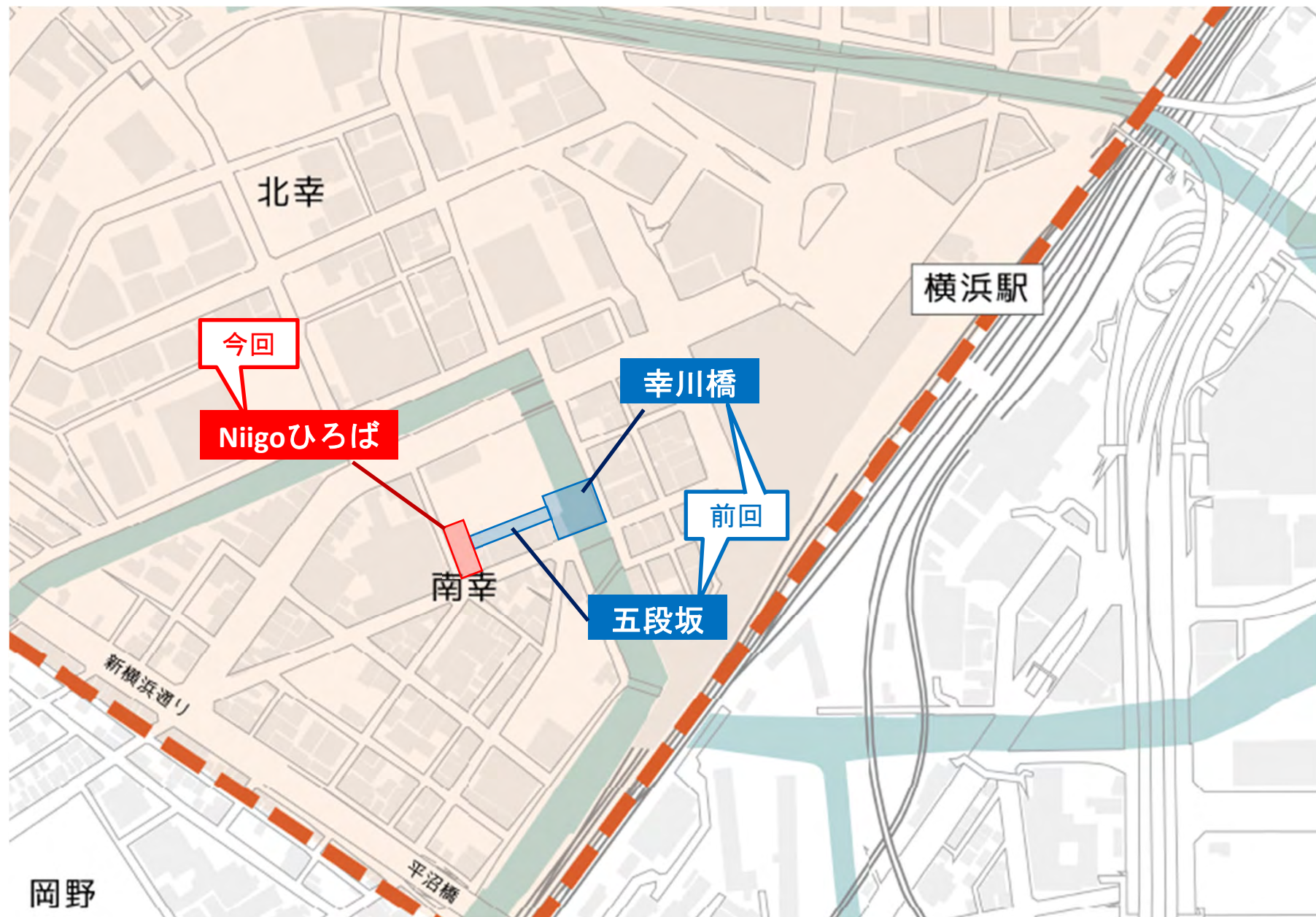
2026

新たなミューラルアート設置

@Niigoひろば

- ミューラルアートの設置は、環境改善への効果大
- さらなる環境改善を目指し、
五段坂から繋がる **Niigoひろば** の花壇等の全面を利用して
新たなミューラルアート を設置

現地案内図



N i i g o ひろばの現況



花壇部分が死角となり、五段坂に比べて環境の悪化が見られる。

今回の描画について

■作業期間

2026年3月中旬から3月末

■実施場所・面積

Niigoひろば 14基・合計約47㎡

■アーティスト

LuiseOno（オノ ルイーゼ）※前回の取組では幸川橋を担当

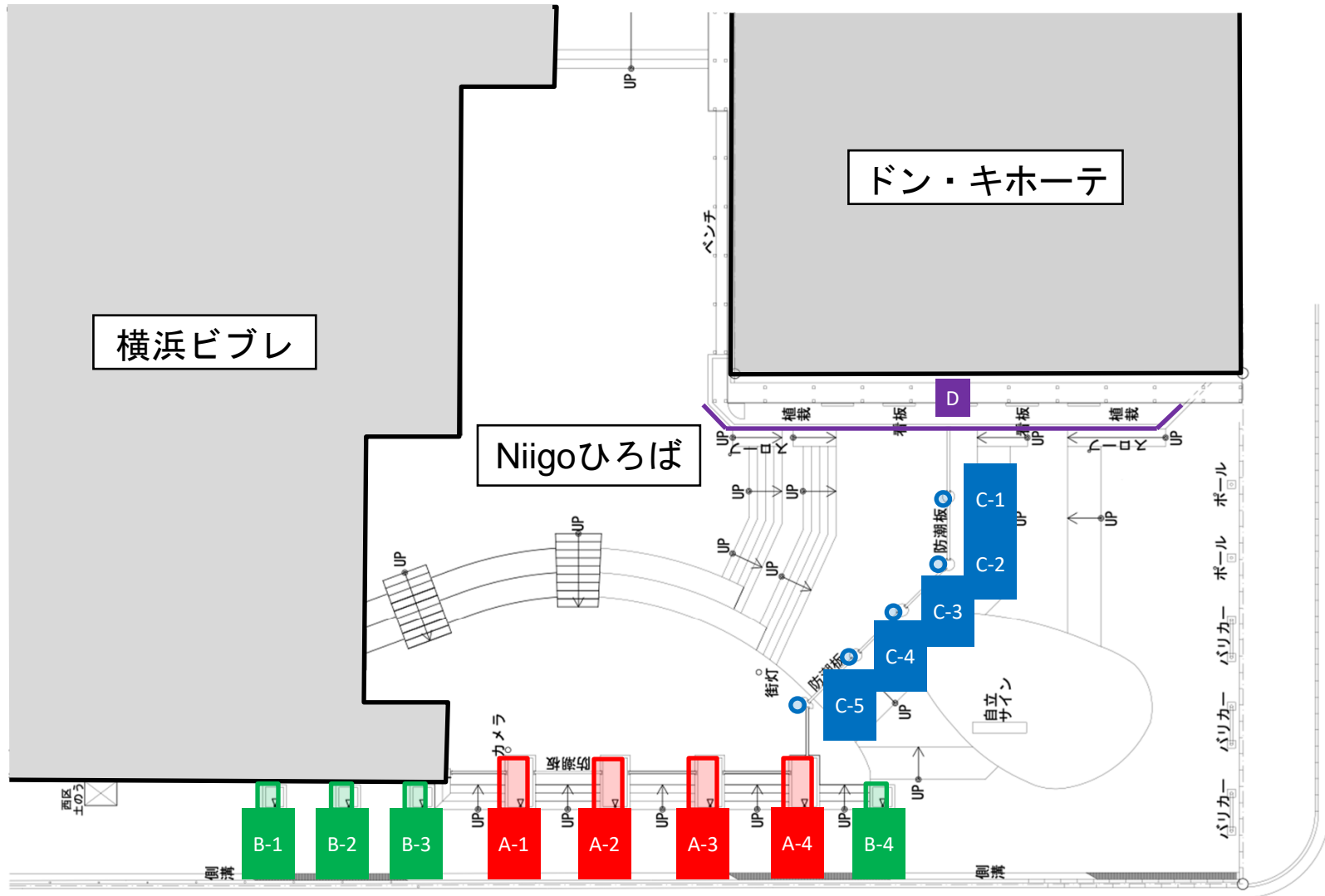
■アート趣旨

前回のコンセプト「エリアの文化と自然が育むサステナビリティ」を継承するとともに、引き続きGREEN EXPO 2027の機運醸成も視野に入れたアートとします。

横浜市の「市の花」であるバラ（愛情・美・平和）と、西区の「区の花」であるスイセン（希望・自己愛・尊重）、そして開港のシンボルとして親しまれている「たまくすの木」（長寿・繁栄）をモチーフに構成しています。

それぞれの植物が持つ歴史的背景や象徴性、花言葉に込められた意味などを踏まえ、全体として調和の取れた配色とデザインにまとめました。地域への親しみと、未来へつながる前向きな印象を大切にしています。

描画箇所のレイアウト



描画イメージ



描画イメージ



A-1



A-2



A-3



A-4

B-1



B-2



B-3

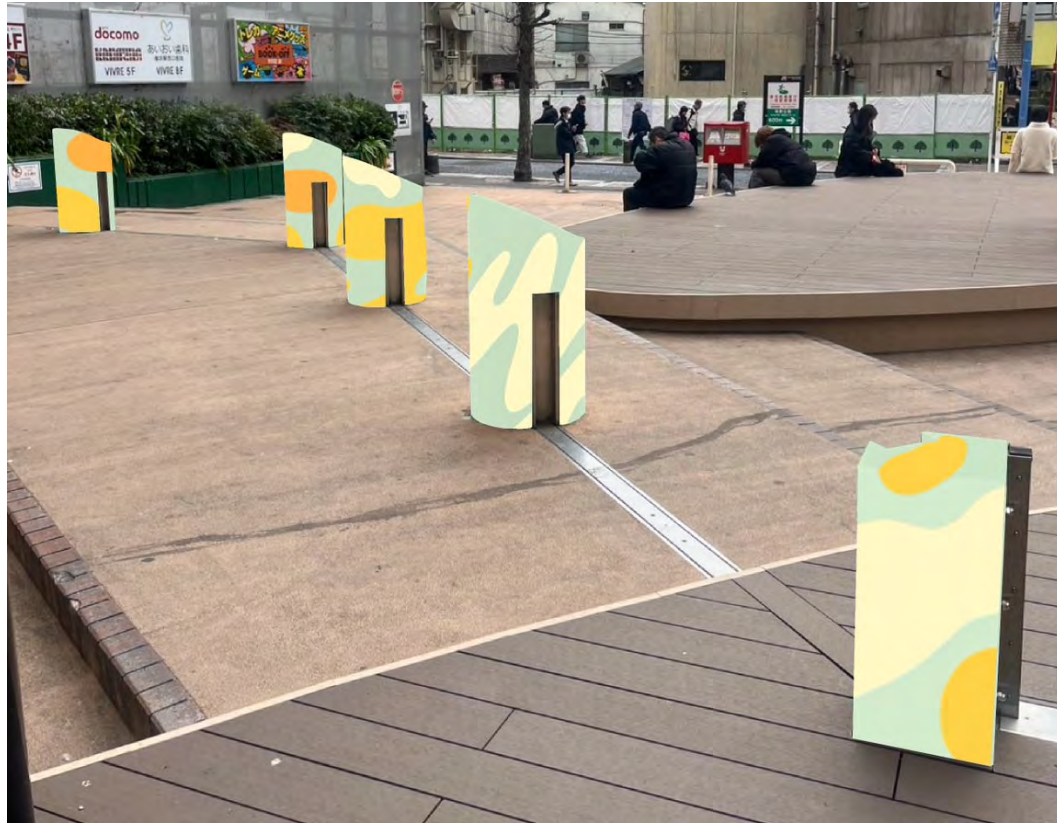


YOKOHAMA
NISHIGUCHI
ART
PROJECT

B-4



描画イメージ



C-1



C-2



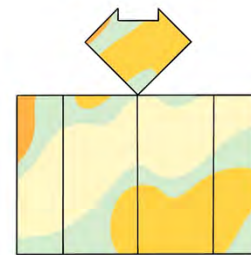
C-3



C-4



C-5



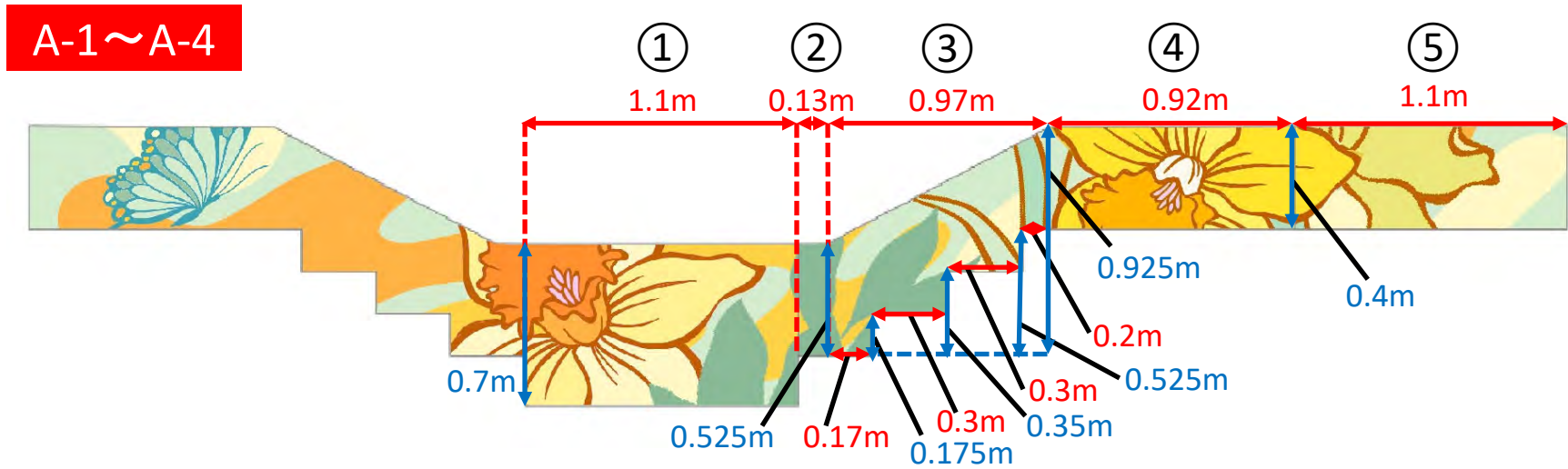
描画イメージ



D



求積図



- 前面 ① $0.7 \times 1.1 = 0.77\text{m}^2$
 側面 ② $0.525 \times 0.13 = 0.068\text{m}^2$
 ③ $(0.525 + 0.925) \times 0.97 \times 1/2$
 $- (0.175 \times 0.3 + 0.35 \times 0.3 + 0.525 \times 0.2) = 0.441\text{m}^2$
 後面 ④ $0.4 \times 0.92 = 0.368\text{m}^2$
 ⑤ $0.4 \times 1.1 = 0.44\text{m}^2$
 上面 $0.12 \times (1.1 + (0.13 + 0.97 + 0.92) \times 2 + 1.1) = 0.749\text{m}^2$

$0.77 + (0.068 + 0.441 + 0.368) \times 2\text{面} + 0.44 + 0.749 = 3.713\text{m}^2/\text{基}$
 $3.713 \times 4\text{基} = 14.852\text{m}^2$



求積図

B-1~B-3

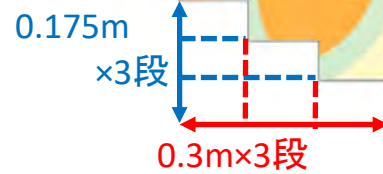


$$1.19 \times 0.9 \times 3 \text{面} = 3.213 \text{m}^2 / \text{基}$$

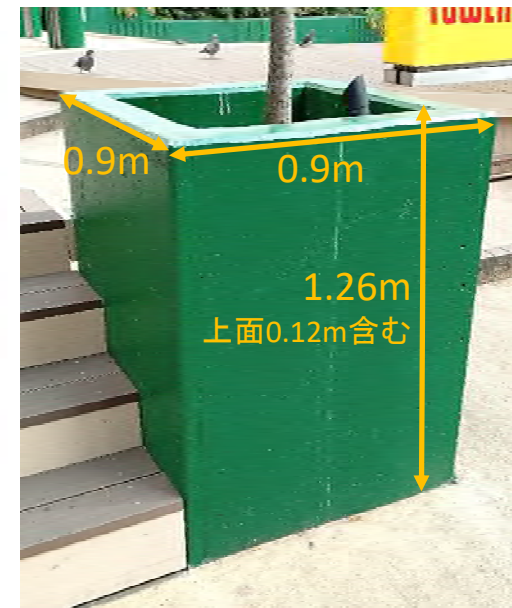
$$3.213 \times 3 \text{基} = 9.639 \text{m}^2$$



B-4



$$1.26 \times 0.9 \times 4 \text{面} - (0.175 \times 0.3 \times 6) = 4.221 \text{m}^2$$



求積図

C-1~C-4

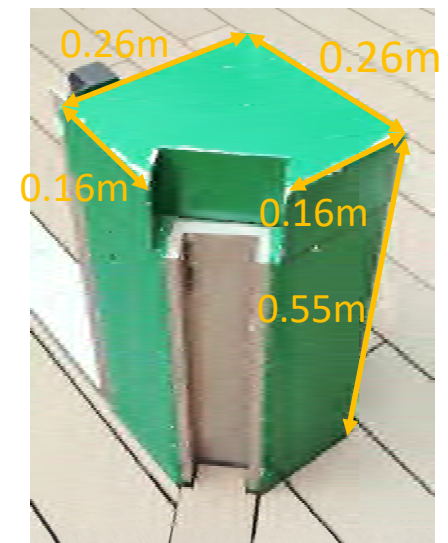
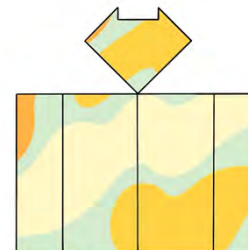
最高点をHとする円柱と近似して算出
上面 : $0.245(\text{半径}) \times 0.245 \times 3.14 = 0.188\text{m}^2$
側面 : $0.9 \times (0.49 \times 3.14) = 1.385\text{m}^2$
 $0.188 + 1.385 = 1.573\text{m}^2/\text{基}$

$1.573 \times 4\text{基} = 6.292\text{m}^2$



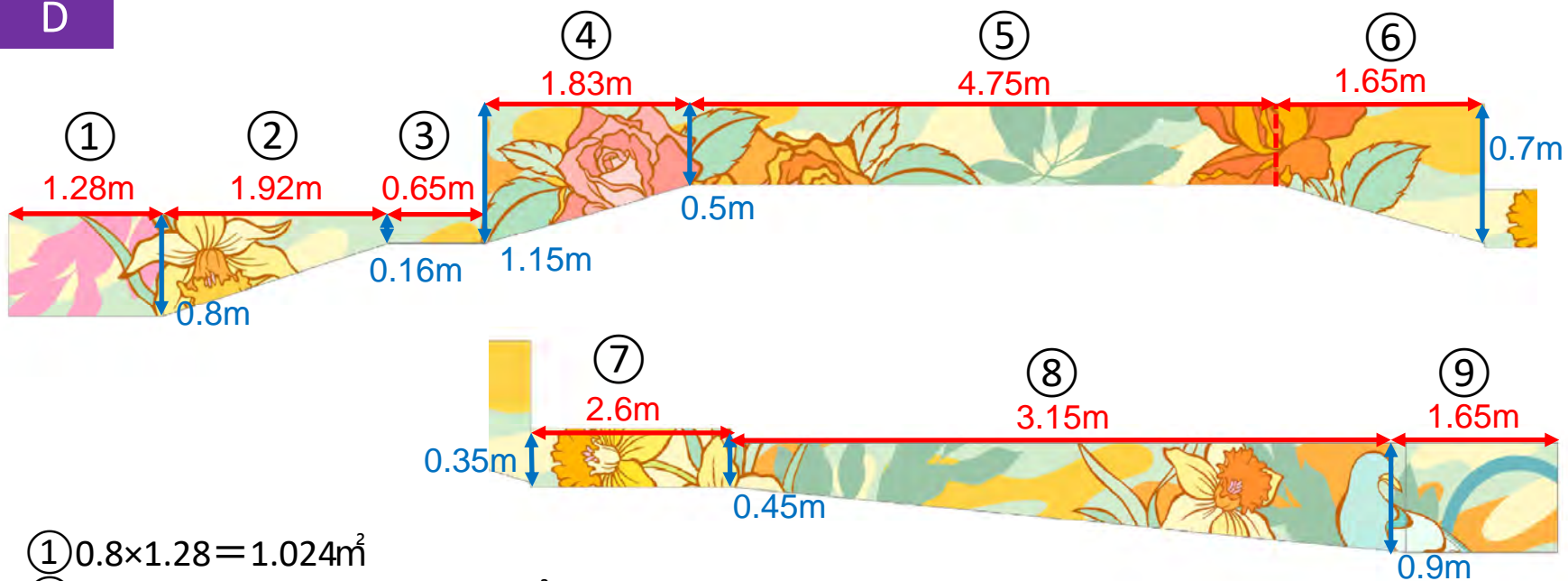
C-5

上面 : $0.26 \times 0.26 = 0.068\text{m}^2$
側面 : $0.55 \times (0.16 + 0.26 + 0.26 + 0.16) = 0.462\text{m}^2$
 $0.068 + 0.462 = 0.53\text{m}^2$



求積図

D



- ① $0.8 \times 1.28 = 1.024\text{m}^2$
- ② $(0.8 + 0.16) \times 1.92 \times 1/2 = 0.922\text{m}^2$
- ③ $0.16 \times 0.65 = 0.104\text{m}^2$
- ④ $(1.15 + 0.5) \times 1.83 \times 1/2 = 1.51\text{m}^2$
- ⑤ $0.5 \times 4.75 = 2.375\text{m}^2$
- ⑥ $(0.5 + 0.7) \times 1.65 \times 1/2 = 0.99\text{m}^2$
- ⑦ $(0.35 + 0.45) \times 2.6 \times 1/2 = 1.04\text{m}^2$
- ⑧ $(0.45 + 0.9) \times 3.15 \times 1/2 = 2.126\text{m}^2$
- ⑨ $0.9 \times 1.65 = 1.485\text{m}^2$

※イメージ図の比率と一致しない箇所がありますが、
実測値で算出しています。

$$1.024 + 0.922 + 0.104 + 1.51 + 2.375 + 0.99 + 1.04 + 2.126 + 1.485 = 11.576\text{m}^2$$

アーティスト紹介



LuiseOno (オノ ルイーゼ) <https://www.instagram.com/luiseono/>

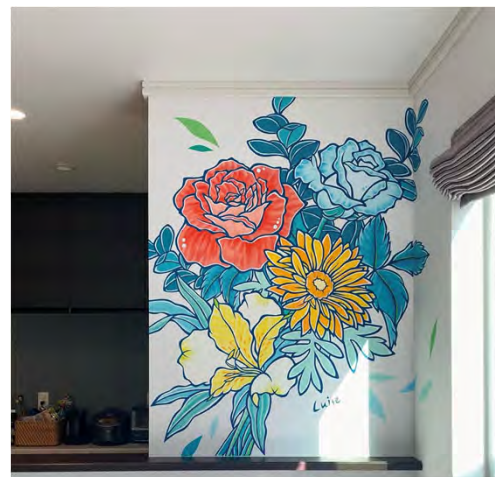
1989年生まれ。神奈川県平塚市出身。

“成長”をテーマに、植物の生い繁る様や波の流れ、自然界に溢れるエネルギーを有機的な線で表現している。

2010年、クラブイベントでのライブペイントにてキャリアをスタート。

現在は店舗内外への壁画や企業・行政とのコラボレーションを経て、壁画フェスティバル POW!WOW! JAPAN・TAIWAN・HAWAII・LONG BEACHへ参加。

ららぽーと湘南平塚や高知蔦屋書店、清福寺への壁画等、現在は積極的に大型の壁画制作を行っている。



報告事項 令和7年度の啓発事業について

1 安全点検まち歩き

一般社団法人 神奈川県広告美術協会と協定を締結し、市内の商店街を対象として実施している事業で、店主の方々に「看板の安全性をチェックし、危険を感じた場合は専門家に点検してもらい、必要な処置を行う」という自主的な安全管理を促し、落下等の事故を未然に防ぐことを目的としています。

看板の専門家による事前講義とまち歩きがセットになっており、事前講義では、屋外広告物の安全管理の重要性と安全点検のポイントについて解説します。まち歩きでは、実際に商店街に設置されている屋外広告物を見て回りながら、予見される危険性や、必要な処置等をお伝えしています。

令和7年度は、計2商店街にて実施しました。

実施日	商店街名	所在区
令和7年12月8日(月)	本牧一丁目東商友会	中区
令和8年1月19日(月)	豊岡商店街	鶴見区



2 「横浜サイン」の取組

横浜市では、機能性やデザイン性が高く、横浜の魅力ある景観をつくる広告物を「横浜サイン」と名付け、平成25年度から普及啓発に取り組んでいます。

令和7年度は、市内広域における横浜サインの広報普及を目指し、「屋外広告物からはじまる街の魅力づくり」をテーマとして前年度中に開催した「横浜サイン展2025」の展示内容を基に、市内の11の図書館で巡回展を行いました。

中央図書館で実施したアンケートでは、展示を偶然見かけて興味を持ったという方が多く、横浜らしい看板の魅力やデザイン性について高い評価をいただきました。また、展示をきっかけに「横浜の景観の一部である看板に関心を持つようになった」という声も寄せられています。展示については「わかりやすく楽しい」「おしゃれ」といった好意的な意見が多く、「いろいろな場所で開催してほしい」「続編が見たい」という声もありました（回答総数：29件）。

中央図書館以外の10館では、この内容を小型パネル化し、関連図書とともに展示を行いました。いずれの会場でも、横浜サイン賞受賞作品のパンフレットを手にとる方が多く、横浜サイン賞の広報にもつながりました。



↑中央図書館での開催風景

■「横浜サイン展 巡回展」開催実績 (協力：一般社団法人 神奈川県広告美術協会)

会期	会場
令和7年 9月2日～9月30日	保土ヶ谷図書館
9月5日～9月26日	泉 図書館
9月17日～10月13日	中央 図書館
10月1日～10月19日	山内 図書館
11月5日～11月24日	南 図書館
11月18日～11月28日	中 図書館
12月16日～1月12日	旭 図書館
12月16日～1月12日	栄 図書館
令和8年 1月16日～2月2日	都筑 図書館
2月4日～2月17日	磯子 図書館
2月9日～2月23日	神奈川 図書館



↑旭図書館での開催風景
↓神奈川図書館での開催風景

